

記入例

学校受付日（学校において記入）： 令和 元 年 月 日

令和 元 年 〇 月 〇 日

〇〇都道府県知事 殿

記載は油性ボールペンで記載してください。

私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業に係る申請書

私立の小中学校等に通う児童生徒への授業料負担軽減のため、都道府県が実施する当該事業に申請します。

次の3点を確認の上、□に✓を付けてください。
(全ての□に✓がない場合は支援の対象とはなりませんので、必ず御確認下さい。)

- ☒ この申請書 御確認の上、全てにチェックを記載してください。
- ☒ 本事業が予算の範囲内で実施される実証事業であり、所得基準等を満たしている場合であっても支援の対象とならない場合があることを了承します。
- ☒ 都道府県が実施する、当該私立小中学校等に通う児童生徒への授業料負担軽減事業の支援金を授業料に充てるとともに、支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

ふりがな	もんか たろう	児童生徒との関係	親権者・未成年後見人・主たる生計維持者 ※該当するものに○ その他 ()
申請者氏名	文科 太郎	電話番号	(03) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇
申請者住所等	〒 100-8959 東京 都 千代田 市 区 霞が関3-2-2		

【1. 対象となる児童生徒について】

ふりがな	もんか はなこ	生年月日	平成 17 年 4 月 10 日
児童生徒の氏名	文科 花子	学校名	霞が関学園中学校
学校法人名	学校法人 霞が関学園	学校種	小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校（前期課程） ※該当するものに○ 特別支援学校（小学部・中学部）
学年	2 年生	学校所在地	東京 都 千代田 市 区 霞が関 △-△-△

通っている学校の所在する都道府県を記載してください。

【2. 対象児童生徒以外に、兄弟姉妹で申請している場合について】

ふりがな	もんか いちろう	申請している都道府県	神奈川県
兄弟姉妹の氏名	文科 一郎	都道府県	神奈川県
兄弟姉妹の氏名	当該事業に申請している兄弟姉妹がいる場合は記載してください。 記入欄が足りない場合は、欄外に記載してください。 なお、兄弟姉妹で申請する場合は、それぞれ申請書が必要となりますので、ご注意ください。		

【3. 保護者等の収入の状況について】

7月1日時点の保護者等の状況についてチェックをした上で、該当する全員分の課税証明書を提出してください。
漏れがあると申請を受け付けられない場合がありますので、ご注意ください。

(記入上の留意点)

- ①～④のいずれか該当する□に✓を付けて、⑤及び⑥にも該当する場合は併せて✓を付けた上で、当該保護者等の課税証明書等を全員分提出してください。
- 市町村が発行する課税証明書に必要所得情報等が記載されておらず、必要な情報が記載された別の証明書が発行された場合、①～④のいずれか該当するものに1つにチェックしてください。

②の場合は、アorイのいずれか該当する方にチェックしてください。

①～④のいずれか該当する者の□に✓を付けてください。

①	☐	親権者（両親）2名分 ・親権者が2名いる場合は①の□に✓を付けてください。 ・ただし、②のアに該当する場合は、控除対象配偶者の課税証明書等の提出は不要です。その場合、①ではなく、②のアの□に✓を付けてください。 ・親権者が2名とも所得がない場合も、所得金額や所得控除の金額が確認できる書類を提出してください。
②	☐	親権者1名分 ・親権者が1名の場合は、以下ア、イいずれかの□に✓を付けてください。 ア ☒ 親権者の1人が控除対象配偶者※であり、3ページの（オ）に5万円を合算しても所得要件を満たす場合 ※合計所得金額が38万円以下。配偶者特別控除の適用を受ける者は含まない。 イ ☐ 上記ア以外で、親権者が1名しかいない又は家庭の事情によりやむを得ず1名分しか提出できない場合
③	☐	未成年後見人 ☐ 名分（複数選任されている場合は、全員分の課税証明書が必要です。） ・親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合は、③の□に✓を付けてください。 ・未成年後見人が法人又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者の場合は、その者を除きます。
④	☐	児童生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合は、④の□に✓を付けてください。

③、⑤、⑥にチェックした場合は、その該当する人数も記載してください。

上記のほか、⑤⑥に該当する者がいる場合はそれぞれの□に✓を付けてください。

⑤	☒	同居の祖父母 ☐ 名分 ・同居の祖父母がいる場合（同居の祖父母が①～④に当たる場合は、その者を除きます。）
⑥	☐	授業料の負担者 ☐ 名分 ・①～⑤の者と同等又はそれ以上に授業料を負担している者がいる場合（例：別居の祖父母、同居の親族等）

①～⑥に該当する者が一人もない場合は以下の□に✓を付けてください。

⑦	☐	課税証明書等を提出しません。 ・①～⑥に該当するものが一人もない場合は、⑦の□に✓を付けてください。
---	--------------------------	---

保護者A～F欄には、①～⑥の中でチェックがある者全員の氏名および児童生徒との続柄を記載してください。
②アに該当する控除対象配偶者については、「控除対象配偶者」欄に記載してください。

保護者A	氏名 文科 太郎	児童生徒との続柄 父	保護者B	氏名 文科 文江 (支援 文江)	児童生徒との続柄 祖母
保護者C	修正するときは二重線で取り消してください。 修正テープ・修正液は不可です。		保護者D	氏名	児童生徒との続柄
保護者E	氏名	児童生徒との続柄	課税証明書に記載のある氏名と現在の氏名が異なっている場合は、氏名の下に括弧書きで課税証明書に記載のある氏名を記載してください。		
控除対象配偶者	氏名 文科 文子	児童生徒との続柄 母			

保護者等A～Fの収入状況は次のとおりです。

様式A: 日本国内での収入のみの場合

1. 保護者等全員（非課税の方も含む。）の課税証明書等に基づき、下表について合計金額まで全ての項目を記入して、【チェック】の内容をよく確認した上で、□に✓を付けてください。
2. 課税証明書に損失（マイナス）が計上されている所得がある場合は、その損失（マイナス）を「計（エ）＝（ア－イ－ウ）」を計算した際に、所得の分類及び雑損失の繰越控除については、課税証明書の見本を御参照ください。
3. 保護者A～Fそれぞれの「計（エ）＝（ア－イ－ウ）」を計算してください。

所得金額の合計									
保護者等	給与所得	営業等所得	農業所得	不動産所得	利子所得	配当所得	雑所得	譲渡・一時所得	分離課税の所得
保護者A	3,300,000		320,000	0					510,000
保護者B			600,000				300,000		
保護者C									
保護者D									
保護者E									
保護者F									
計									
計（ア）									
雑損失の繰越控除（イ）									
所得控除合計（ウ）									
計（エ）＝（ア－イ－ウ）									

損失（マイナス）が計上されている所得は、「0円」と記入してください。

保護者Bの場合、合計を計算すると、
(ア) 900,000 - (ウ) 1,030,000 = -130,000
マイナスとなるため、計（エ）には「0円」として記入してください。

(ア)～(エ)について、保護者A～Fまでの合計金額を計算して記載してください。

【チェック】 確認の上、必ずチェックしてください。

課税証明書等※1を添付する保護者等全員の所得金額の合計（ア）※2から、雑損失の繰越控除（イ）と所得控除合計（ウ）を差し引いた額（エ）の合計（オ）が140万円未満※3です。
課税証明書等（内容が省略されていないもの）を添えて提出します。

※1 市町村が発行する課税証明書等（課税証明書に必要情報が記載されていない場合、必要な情報が記載された別の証明書がある場合は、当該証明書。
※2 給与所得、営業等所得、農業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、雑所得、譲渡・一時所得、分離課税の対象となる所得（山林所得、退職所得）
※3 親権者が寡婦控除の適用がある場合は143万円未満、寡夫控除の適用がある場合は147万円未満

様式B:日本国外での収入がある場合

- 1. 保護者等全員（非課税の方も含む。）の課税証明書等に基づき、下表について合計金額まで全ての項目を記入して、【チェック】の内容をよく確認した上で、□に✓を付けてください。
- 2. 課税証明書に損失（マイナス）が計上されている所得がある場合は、その所得は0円として記入してください。
- 3. 保護者等が「課税証明書に含めない国外での収入がある場合は、「国外収入欄」に○を付けてください。
- 4. 海外勤務等により、前年1月～12月において課税証明書に含めない国外での収入がある場合は、その当該者について、以下の表の「国外収入」欄に○を付けた上で、4ページの課税証明書に含めない国外での収入がある場合の記載方法を御参照の上、御記載ください。

保護者等	所得金額の合計										雑損失の繰越控除 (イ)	所得控除 合計 (ウ)	計(エ) =(ア-イ-ウ)
	国外収入	給与所得	営業等所得	農業所得	不動産所得	利子所得	配当所得	雑所得	譲渡・一時所得	分離課税の所得	計(ア)		
保護者A	○ 2,284,000										2,284,000	1,370,000	914,000
保護者B								300,000			300,000		300,000
保護者C													
保護者D													
保護者E													
保護者F													
合 計											2,584,000	1,370,000	1,214,000

【チェック】

☒ 課税証明書等^{※1}を添付する保護者等全員の所得金額の合計(ア)^{※2}から、雑損失の繰越控除(イ)と所得控除合計(ウ)を差し引いた額(エ)の合計(オ)が140万円未満^{※3}です。
課税証明書等 (内容が省略されていないもの)を添えて提出します。

※1 市町村が発行する課税証明書等
(課税証明書に必要な情報が記載されておらず、必要な情報が掲載された別の証明書がある場合は、当該証明書。また、課税証明書に含めない国外での収入がある場合は、国外での収入を証明する書類)
※2 給与所得、営業等所得、農業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、雑所得、譲渡・一時所得、分離課税の対象となる所得(山林所得、退職所得及び源泉分離課税の対象となる所得を含む。)の合計
※3 親権者が寡婦控除の適用がある場合は143万円未満、寡夫控除の適用がある場合は147万円未満

様式B:日本国外での収入がある場合

(2)「給与所得」の記載方法について

【給与所得控除の簡便な算出方法】

(三) 烟碱

[illegible]

(例) 国外での収入額: 3,520,000円(日本円換算)の場合

左表の計算式に当てはめて、

②給与所得額を求める

3,520,000 - 1,236,000 = 2,284,000円 (給与所得相当額) ⇒ P3の「給与所得」欄に記載

[illegible]

父：国外での収入あり(国内での収入はなし)

姉(1人):18歳(父の扶養)

祖母(一人): 72歳、父の伏魔、同居している。

を添付してください。

年齢が70歳以上の扶養親族(例:祖母等)がいる場合は、老人扶養親族の欄に記載してください。

(例) 祖母(70歳以上)の介護福祉)がおり平成30年12月31日現在において同居を営況としていた場合

老人扶養親族…祖母、1人、380,000円
(同居親族等加算)…祖母、1人 70,000円

[illegible]

1,370,000

※2 配偶者特別控除額（本人の年間所得900万円以下の場合）については以下の表から当てはめて計算してください。なお、配偶者控除と配偶者特別控除の両方を適用することはできません。

配偶者の合計所得	380,001円 ～900,000円	900,001円 ～950,000円	950,001円 ～1,000,000円	1,000,001円 ～1,050,000円	1,050,001円 ～1,100,000円	1,100,001円 ～1,150,000円	1,150,001円 ～1,200,000円	1,200,001円 ～1,230,000円	1,230,000円超
配偶者特別控除額	330,000円	310,000円	260,000円	210,000円	160,000円	110,000円	60,000円	30,000円	0円（控除なし）

2ページの保護者A～Fまでに記入した保護者等及び控除対象配偶者の資産の状況については次のとおりです。

上は、衣冠(いこう)に「百訂並銀まじり」の景目を記入し、「フエヅ」の門谷をよみ確認した上、口^くに^へ▼を付し、^しく^さに^ひてゐ。閉^ふじ、廻帳(わいざう)の子しきり確認書類を附^つけしにた。

生活保護を要しており、生活保護受給証明書を提出して（申請書2ページ②アに該当する方）についても、資産要件の確認対象となりますので、記載してください。

書類の提出を省略する場合は、この欄に○を付けてください。

[illegible]

省略することも可能です。その場合は、下表の「生活保護受給証明」欄に○を付けた上で、(あ)～(お)について自己申告で記入してください。

「控除対象配偶者」欄に資産の状況を記載してください。

確認の上、必ずチェックしてください。

[illegible]

資産	表の記入欄
預貯金（普通・定期）	(あ)
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	(い)
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる金属	(い)
投資信託	(い)
自宅等で保管し 負債（借入金等）	

これらの根拠書類を提出することが必要です。

これらの根拠書類を提出することが必要です。
ただし、タンス預金等の現金については、自己申告となりますので根拠書類等は不要です。
また、生活保護受給証明書を提出する場合は、すべての資産の確認書類等は不要です。

見本

市区町村民税課税証明書

納税義務者

年度
平成
(平成
年分所得)

平成 年度 (平成 年分所得)		収入金額	
所得の金額	内訳	本人該当	
総所得	2,830,000円		
内給与	3,300,000円		4,800,000円
営業等所得	0円		0円
農業所得	320,000円		
不動産所得	-1,030,000円		
利子所得	0円		
配当所得	0円		
雑所得	0円		
譲渡・一時所得	0円		
先物取引所得	0円		
株式等の譲渡	510,000円		
上場株式配当	0円		
経損失繰越控除(損失)	150,000円		-150,000円(経損失の繰越控除)
純損失繰越控除(損失)	34,000円		0円
株式譲渡繰越控除(損失)	3,000円		0円
先物取引繰越控除(損失)	12,000円		0円
居住用譲渡損失	71,000円		0円
			+

その他の事項

○給与所得以外の所得がある場合は、以下の計算方法による合計額(A)を計算してください。

- ・不動産所得のように損失(マイナス計上)となっているものや雑損失以外の繰越控除(損失)については0円とみなし、合計してください。
- ・雑損失の繰越控除(損失)については差し引いてください(0円とみなさない)。
- ・所得の区分については、先物取引所得、株式等の譲渡、上場株式等に係る配当の他に、山林所得、退職所得等が「分離課税の所得」に含まれます。

総所得純損失、繰越損失など表記が異なる場合や、「繰越控除額」とまとめて記載されている場合があります。雑損失の繰越控除を適用するためには、確定申告を行う必要があるため、雑損失の繰越控除があると見込まれる場合には、確定申告書の控え(税務署受付印のあるもの(確定申告を電子申請で行った場合には、電子申告の受信通知))で御確認ください。

- ※ 雑損失とは、自身の資産について災害や盗難などによって損害を受けた場合に、その損失の一部を所得から差し引くことができる所得控除のことです。
- ※ 損失の繰越控除とは、本年分の損失を控除しきれないときに、翌年以降にその損失を繰り越して翌年以降の所得から控除することができる制度です。

(A) - (B) = (C) が申請書3ページの表の計(工)に該当します。全員分を合算した計(オ)が140万円 (※)未満であれば、所得基準は満たすことになります。(記載例の場合、「保護者等」に該当する者がこの方のみの場合もしくは、他の方の計(工)の金額が0円であれば、3,980,000 - 2,635,500 = 1,344,500 (計(工)) = 計(オ)となるので所得基準は満たします。)

※ 親権者が寡婦控除の適用がある場合は143万円未満、寡夫控除の適用がある場合は147万円未満

基礎控除及び所得控除合計の記載がない課税証明書もありますので、当該2つの記載がない場合には、※2に基礎控除分33万円も合算してください。

2,305,500 (※2) + 330,000 = 2,635,500 (B)

○所得控除額計(B)はこの欄の金額を確認。

- ・(B)のような合計が記載されていない課税証明書もありますので、その場合は※1の金額すべてを合計してください。

市区町村(長)名 公印